

事業所の皆さんへ

# 成田市消防団協力事業所 表示制度がスタートしました

## 成田市消防団協力事業所表示制度

全国的に消防団員不足が問題となっており、本市においても団員の確保が年々困難になっています。

そこで、消防団員の確保について、各事業所にもご協力をいたたく「成田市消防団協力事業所表示制度」をスタートしました。協力事業所には、消防団協力事業所表示証を交付します。



なお、表示マークは、事業所の社屋などへの掲示のほか、ホームページや従業員の名刺などにも掲載することができます。広く一般に「消防団協力事業所」として広報することができ、事業所の社会貢献度やイメージのアップを図ることがができます。

## 消防団員になりませんか

市消防団では、消防団員を募集しています。大地震などの災害時、地域の防災リーダーとなるのが消防団です。若いあなたの力を消防団員として発揮してみませんか。

●対象 市内に住んでいる18歳以上の入団後の待遇

- 年間一定の金額を報酬として支給します(災害や訓練などに出場したときは別に手当を支給、5年以上勤務して退団した場合は退職報償金を支給)
- 消防団活動中に負傷したときは、公務災害として補償します
- 消防活動に必要な被服を支給します
- 職務において功労・功績があったときは表彰します

※くわしくは消防本部総務課(☎20-15000)へ。

## 離婚時の年金分割制度

合意できないときは  
家裁での手続きを

平成19年4月1日から施行された離婚時の年金分割制度(合意分割)では、分割の割合は原則として当事者の協議に基づく合意により定められます。一方、合意ができないときには、当事者からの申立てにより、家庭裁判所における審判手続や調停手続などを利用して分割割合を定めることができます。

○審判手続では、家事裁判官が申立ての際に提出された書類などに基づいて、年金分割の割合について判断します

○調停手続では、当事者間で争いのある年金分割の割合について、話し合いによる解決を目指す

なお、離婚時の年金分割制度は、平成19年4月1日より前に離婚した人は利用することができません。

※くわしくは千葉家庭裁判所佐倉支部(☎043-4841215)または裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)へ。

## 固定資産税・都市計画税 納税はお早めに

本年度の固定資産税・都市計画税の納期は次のとおりです。

- 第1期 = 4月16日(月)～ 5月 1日(火)
- 第2期 = 7月16日(月)～ 7月31日(火)
- 第3期 = 12月16日(日)～ 12月28日(金)
- 第4期 = 2月16日(土)～ 2月29日(金)

固定資産税は、毎年1月1日現在における土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。なお、家屋の新增築・建て替え・取り壊し、名義の変更などがあつた場合は、資産税課へご連絡ください。

※くわしくは同課(☎20-1514)へ。

## 教育資金に利子補給

### 「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受けて、高校・大学などに入学する人または在学している人や、その親族を対象に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

●利子補給条件 金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け、次の2つの条件に該当する人

①市内に1年以上住んでいる人

②市税を完納している人

●利子補給の期間 交付決定された月から在学期間(留年した年数は除く)

●申請に必要なもの 返済予定表、住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※申請方法など、くわしくは教育総務課(☎20-15000)へ。